



IIPS

Institute for
International Policy Studies

▪ Tokyo ▪

我が国の家族・少子化、年金権分割、育児保険
— 女性の労働の経済的評価の観点から —

・ 平和研レポート ・
主任研究員 中垣 陽子

© Institute for International Policy Studies 2003

Institute for International Policy Studies
5th Floor, Toranomon 5 Mori Building,
1-17-1 Toranomon, Minato-ku
Tokyo, Japan 〒105-0001
Telephone (03)5253-2511 Facsimile (03)5253-2510

本稿での考えや意見は著者個人のもので、所属する団体ものではありません。

要 旨

「一人暮らし化」とも言える小世帯化が進行している。こうした中、家庭の中から稼得や扶養の機能が減少しているが、精神的な絆としての家族に対する希求は強い。しかし精神的なつながりはむしろ得るのが難しく、しかも世帯形成・世帯維持どちらの局面でも女性の方が満足度が低い状況にある。

未婚化・晩婚化の進展に加え、夫婦の子供数の減少により、少子化が一層進展している。そこには、価値観の変化に加え、男性型のフルタイム就業と育児等が両立しにくい現状で、女性の就業中断の逸失所得が上昇していることが影響している。なお、フルタイム就業の労働時間が育児期の男性について依然として長いことは事実だが、一方で子育て期夫婦の家庭内労働時間と稼得労働時間を合計すると他国と比較して特に多いわけではない。労働時間のみならず、むしろ、余暇をも充実させようという志向が強い結果、生活全体での余裕が相対的に少ないのではないかと考えられる。

家族に関する満足度の男女格差の背景には、既婚女性の主たる働き方である家庭内労働とパートタイム就業が、それぞれ経済的に評価されにくいことがあげられる。即ち、家庭内労働は、「内助の功」として夫の収入に寄与し、また、家庭生活の質の向上を通じて帰属所得を発生しているが、どちらも認識されにくい。また、パートタイム就業については、社会保障制度や税制、企業の家族手当の影響による就業調整が広く行われている結果、フルタイム就業との賃金格差が広がっている。

既婚女性の労働の経済的評価を進めることは、社会や家族の中での女性の労働評価を高めることを通じて、家族の安定化に資する。

このため具体的には次の点を指摘する。

1 主婦の存在を経済的な負担と位置付ける税制については見直しが必要である。すなわち、来年初からの配偶者特別控除の原則廃止は歓迎されるものであるが、家事の帰属所得が担税力を有することにも鑑みれば配偶者控除のあり方について更なる検討が望まれる。

2 女性の労働と年金のあり方についての議論が活発化している。年金権分割は夫の収入への妻の寄与を明確化することを通じて、女性の労働の経済評価の確立に寄与するとともに、離婚時などの生活保障にもつながる。なお、夫の収入への寄与という観点からは、離婚時と死別時での年金額の不均衡は是正されるべきであり、年金権分割の導入とともに遺族年金制度は見直されるべきである。更に、パート就業の経済的評価の確立という観点から、第3号被保険者制

度の範囲の縮小が必要である。

しかしながら、サラリーマンとその被扶養配偶者という枠組みで制度設計がなされ続ける限り、稼得所得には保険料負担が発生し、帰属所得には発生しないという不均衡はどうやっても解決しない。帰属所得の正確な把握が困難であるなら、むしろ、全国民を対象とした定額負担・定額給付の基礎年金と報酬比例部分の民営化といった方向への抜本的な改革をこそ検討すべきである。

3 介護同様、育児についても公的保険制度により社会化することが望ましい。これは育児の経済的評価のプロセスでもあることから女性の家庭内労働の正当な評価にもつながりうる。具体的には、全国民を対象とし、育児を行う全ての者にそのニーズに応じて現物給付と現金給付を組み合わせる制度である。需要側への支援の比重シフトを通じて供給側の競争を促す効果があるとともに、どのような家族像を望むのかについてのコンセンサス形成が難しい我が国において、幅広いニーズに対応できる効果的な育児支援策だといえる。財源としては、公的年金や介護保険との一体運用により、子育て後の国民や子供を持ちたくない国民の保険料納付インセンティブの維持を図るべきである。これは年金などの将来の支え手を増やすことにもつながりうる。

4 パートタイム就業とフルタイム就業の処遇均衡や、短時間正社員の普及などの就業スタイルの多様化を通じた、同一労働同一賃金の原則実現を図るべきである。これは、既婚女性のみならず、自らの選択による人的資本形成チャンスの拡大や生活に余裕を生みだすことを通じて、広く国民全体に資するものである。

我が国の家族・少子化、年金権分割、育児保険 －女性の労働の経済的評価の観点から－

目次

1 小世帯化の進展と家族の不安定化	・・・ 1
(1) 小世帯化の進展	・・・ 1
(2) 家族は不安定な精神的機能に純化	・・・ 1
2 家族の不安定化と少子化	・・・ 5
(1) 未婚化・晩婚化に加えて夫婦の子供数も減少	・・・ 5
(2) 妻の就業中断による生涯所得減少が少子化に影響	・・・ 7
(3) ライフスタイルを充実させようとする結果 余裕のない生活が少子化に影響	・・・ 9
(4) 親の経済力格差が次代に影響	・・・ 11
3 女性の労働の経済的評価	・・・ 11
(1) 家庭内労働の相対的評価の困難性	・・・ 12
(2) パートタイム就業のスパイラル的不利化	・・・ 13
4 あるべき方向性	・・・ 17
5 家庭内労働の経済的評価と税制・社会保障制度	・・・ 17
(1) 家庭内労働と配偶者(特別)控除	・・・ 17
(2) 家庭内労働の評価と年金制度	・・・ 20
6 社会による育児サポート　－育児保険の導入	・・・ 27
(1) 育児の社会化の意義	・・・ 27
(2) 出生率回復に関する同床異夢への回答	・・・ 28
(3) 育児保険のイメージ	・・・ 28
7 パートタイムとフルタイムの分断の是正	・・・ 31
8 おわりに	・・・ 32

1 小世帯化の進展と家族の不安定化

家族が不安定化している。家族の絆に対する希求が強い一方で、それを獲得することは難しくなっている。

(1) 小世帯化の進展

少子高齢化等を背景に、同居の家族を持たない一人暮らし世帯や片親＋子供の世帯、さらには子供のいない世帯が増加している。

この結果、2020年には35の都道府県で一人暮らしが最も多い世帯の形となると予想されている¹。家族の定義を仮に狭義に解釈し同居を前提とするなら、家族を持たない、ないしは持てない人が一番多い社会が近い将来現出する。

(2) 家族は不安定な精神的機能に純化

① 家族に求めるものは絆に純化

一方、家族に求めるものは、精神的なつながり、いわば「絆」に純化してきている。

即ち、高度成長期を通じて、男性のサラリーマン化の中で、家庭の中から稼得機能が次第に消え、また、核家族化の中で高齢者の介護や扶養の機能も低下しつつある。さらに、80年代半ば以前には、夫婦の子供の数は2人が標準という時代があったが近年それも徐々に減少しつつあり、家庭の役割の中で子育ての比重も次第に小さくなっている（図1）。

¹ 国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計」（2000年3月推計）による。これによれば、2020年に最大となる家族類型は；

35 都道府県で「単独世帯」

（北海道、青森、岩手、宮城、秋田、福島、東京、神奈川、新潟、富山、石川、福井、長野、静岡、愛知、京都、大阪、兵庫、和歌山、鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知、福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島）

11 県で「夫婦と子から成る世帯」

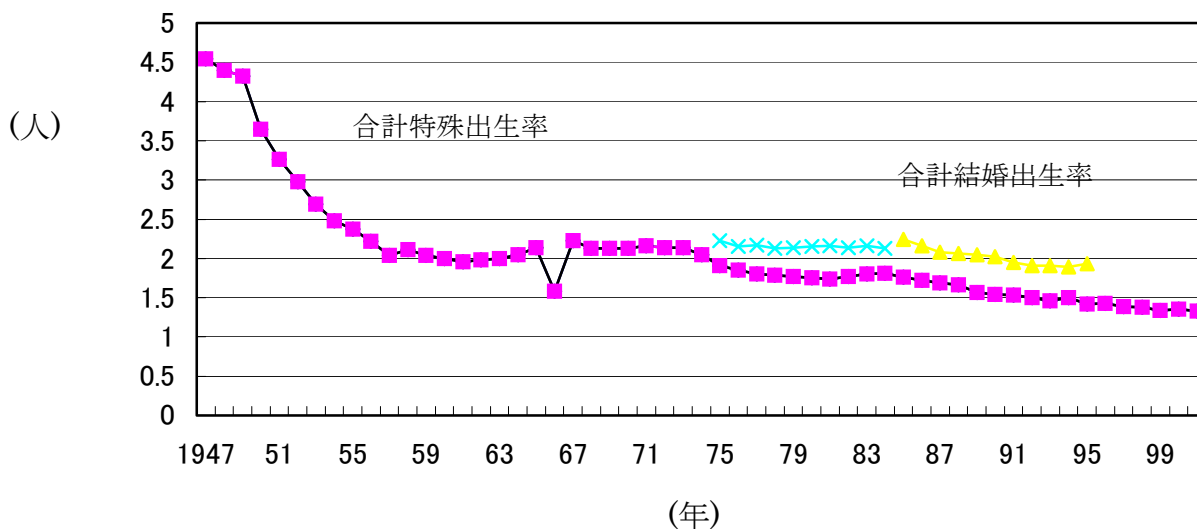
（茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、山梨、岐阜、三重、滋賀、奈良、沖縄）

1 県で「その他の一般世帯（筆者注：3世代同居など）」（山形）

となっている。

なお、同推計は、1997年の同研究所全国人口推計に基づいたものであり、2002年に発表された新たな人口推計に基づき、追って改訂の予定である。

(図 1) 合計特殊出生率と合計結婚出生率の推移



(備考)

1. 合計結婚出生率は国立社会保障・人口問題研究所「第11回出生動向基本調査」より。2回の調査結果からなっているため、途中不連続な部分がある。
2. 合計特殊出生率は厚生労働省「人口動態統計」より。
3. 合計結婚出生率は、ある期間（通常1年間）に観察された夫婦の結婚持続期間別出生児数を分子に、当該夫婦数を分母にして計算される結婚持続期間別出生率を合計したもので、その期間の夫婦の出生率を前提とした場合の夫婦一組から生まれる平均出生児数。
4. 合計特殊出生率は、女子人口を分母にした女子の年齢別出生率を合計したもので、女子一人から生まれる平均出生児数に相当。

この結果、現在、人々が家庭に求めるのは、専ら「団欒」であり「休息・やすらぎ」であり「絆を強める」こととなっている²。別の調査³では「なによりもまず家族を第一に考えていくのがよいという考え方」について、「全くそう思う」という人が約5割、「どちらかといえばそう思う」という人まで入れると、全体の9割近くが「家族第一主義」であることが示されている。しかも、同調査によれば、これら「家族第一主義」の人では生活全般に満足している割合が6割近くであるのに対して、家族第一主義を否定する人の生活満足度が3割に過ぎないことも示されている。

² 内閣府「国民生活に関する世論調査」（2002年）によれば、家庭の役割は1位が「家族の団欒の場」（60.2%）、2位が「休息・やすらぎの場」（54.0%）、3位が「家族の絆を強めるための場」（45.1%）となっている。

② 世帯形成（結婚）へのハードルの上昇

ところが、精神的な絆というのは、経済的依存関係などを前提にした結びつきよりもある意味得るのが難しい。

例えば、バブル期に盛んに言われた女性の「三高（＝高身長、高学歴、高収入）志向」は、男性の側からみれば、身長はともかく学歴や収入については、どのように努力すれば要件を満たすのかが明確であったとも言える。一方で、「精神的な絆を得られるための本人の資質とは何か」とは、非常に定義しにくい。

近年、未婚化・晩婚化が進んでいるが、1997年時点でも未婚者の9割は「いずれは結婚するつもり」だとしているが、そのうち半分は「理想の相手が見つかるまでは結婚しなくてかまわない」としている⁴。

しかも、家族の形成には独立した家計を営める経済力が不可欠にもかかわらず、長引く景気の低迷の中で、企業が自らの責任で中高年労働者の雇用を守ろうと行動していることも背景に、若者の失業率が非常に高くなっている（例えば、2002年の完全失業率は全体5.4%に対して、20-24歳9.3%、25-29歳7.1%）。失業しないまでも、いわゆるフリーターは低収入で、仮にフルタイムの職業に就けば身につけることのできた職業上のスキルを得ることが難しいため、家族形成に向けた展望を開くことが難しくなっている。

男女の価値観のミスマッチも指摘されている。

「長男には、ほかの子供とは異なる特別な役割がある」「男の子供がいなかったら家が絶えないように養子をとるのがよい」「婚前交渉は許されない」「離婚は極力さけるべきである」「女の幸せはやはり結婚にあり、仕事一筋に生きるべきではない」などといった考え方をもち20代後半から30代前半の男性は、そうでない男性よりもはるかに未婚率が高い（図2）⁵。

これは、小世帯化の中で家族を持つこと自体が困難化し、また特に女性の意識が変化しているにもかかわらず、従来の家族の形に囚われていると、結果として一層家族が持てなくなることを示しているのではないか。

この結果、生涯未婚率は、1950年生まれコホートの4.9%から1985年生まれコホートの16.8%まで上昇すると見込まれている⁶。

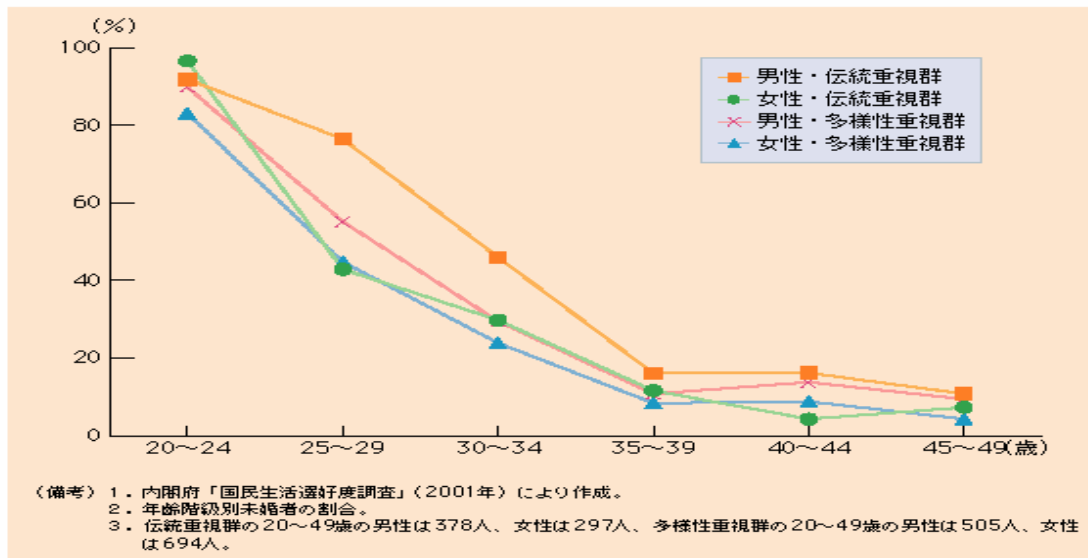
³ 内閣府「国民生活選好度調査」（2001年）

⁴ 国立社会保障・人口問題研究所「出生動向基本調査」（1997年）

⁵ ちなみに、30代独身OLに聞いた調査では、全体の9割が「結婚したい」としている一方で、全体の3割は「結婚してもできれば同居したくない」としている（OMMG、1998年）。

⁶ 国立社会保障・人口問題研究所2002年推計の中位推計値。高位推計値では13.3%、低位

(図 2) 伝統重視群の男性で高い未婚率



(出典) 内閣府「国民生活白書」(2002年)

③ 欧米諸国と比べて保守的な家族観に変化の兆し

一方で、我が国の家族観は欧米諸国と比べれば保守的である。我が国では26.5%に過ぎない同性愛の肯定者が独仏では8割に近く、配偶者以外との性交渉を認める割合も我が国の場合7.6%に対して、独31.7%、仏24.8%となっている⁷。離婚の許容度も我が国で46.1%に対して、仏では69.8%である。

しかしながら、こうした傾向にも変化がみられ、離婚が増加している。また、「相手に満足できないときは離婚すればよい」に賛意を表する人は既に過半数となっている(1997年時点で「賛成」が24%、「どちらかといえば賛成」が30.2%⁸)。

さらに、既婚者に対して実際に離婚を考えたことがあるかどうかについてきいた調査結果をみると、「離婚したいと思ったことが全くない」人の割合は、「愛する人と一緒に暮らしたかったから結婚した」グループでは非常に高く、一方で、「結婚するのが当たり前だから」とか「家庭を作りたかったら」結婚したグループでは低くなっている。これは、結婚の動機が絆を保つためのものであった場合にうまくいきやすいこと、すなわち、家族の実態が精神的な絆に純化してきていることの証左であるともいえる。

推計値では22.6%。

⁷ 電通総研「価値観国際比較調査」(2001年度)

⁸ 内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」(1997年)

(図3) 結婚した理由によって異なる離婚を考えたことのない人の割合

(%)

結婚した主な理由	離婚したいと思ったことが全くない人の割合	
	男性	女性
愛する人と一緒に暮らしたかったから	70.0	43.3
結婚は当たり前だから	55.8	26.3
家庭を作りたかったから	54.1	22.7

(備考)

1. OMMG 調べ

2. 1999年に20～50代の既婚男性・既婚女性に尋ねたもの

④ 配偶者への満足度の男女格差

図3については、「離婚したいと思ったことが全くない」者が男性で顕著に多いことにも注目すべきである。同様に、「今の相手に満足している」「結婚したら最後まで添い遂げるべきだ」「一緒に暮らさなければ夫婦とは言えない」いずれの間についても、男性のほうが肯定的である⁹。

男女の意識のミスマッチは未婚者のみならず既婚者でも大きいと言える。

⑤ 家族の不安定化と新たな絆の模索

このように、人々は精神的な拠り所として依然として家族を求めているが、精神的なものほどむしろ得るのが難しく、「一人暮らし化」ともいえる小世帯化が進行する中で家族の不安定化が進行している。

一方、ペットとの関係などに新たな活路を求める動きも強まっている。4割の人が、少子高齢化や小世帯化の進展の中で、人とペットの関係は「家族の一員同様に共に生活する世帯が増え」たり、「老後のパートナーとしてのペットの重要性が増す」と考えている¹⁰。これは、従来型の家族に代わる新たな結びつきを作り出そうとする動きだと捉えられる。

2 家族の不安定化と少子化

(1) 未婚化・晩婚化に加えて夫婦の子供数も減少

高度成長期の核家族化は、主婦の役割を家事と子育てに特化させるプロセス

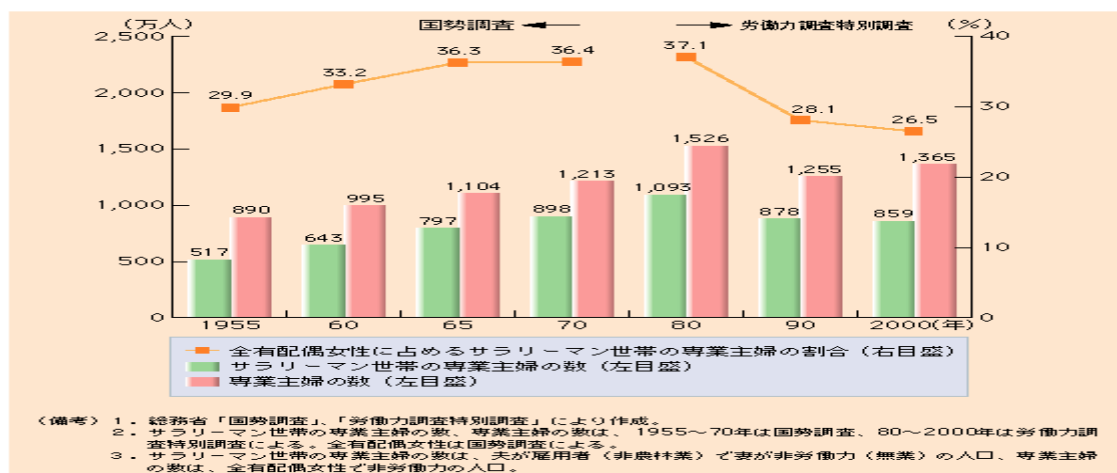
⁹ OMMG1999年の調査によれば、「今の配偶者に満足している」男性は79.7%、女性64.0%、「結婚したら最後まで添い遂げるべきだ」男性64.8%、女性36.3%、「一緒に暮らさなければ夫婦とはいえない」男性67.3%、女性43.3%となっている。

¹⁰ 内閣府「動物愛護に関する世論調査」(2000年)

でもあった。

農林水産業から、製造業やサービス業へという産業構造の高度化の中で、雇用を求めて都市部に人口が流入し、新たな世帯を形成し子供を生み育てた。そして、第一次オイルショック前までの時期、一人の女性の生む子供の数（合計特殊出生率）は、ほぼ安定的に2人で推移した(図1)。また同時に既婚女性の専業主婦化が進行し(図4)、夫がサラリーマンとして企業等で働き、妻はそれを家庭で支える、という構図ができあがった。ちなみに、「標準世帯」という概念は、「夫婦と子供2人の4人で構成される世帯のうち、有業者が世帯主1人だけの世帯」だが、これも当時確立したものである。高度成長期とは、夫は稼ぐ人、一方妻の役割は家事と2人の子供を育てること、と定義しうる時代でもあった。

(図4) サラリーマン世帯に占める専業主婦比率の推移



(出典) 内閣府「国民生活白書」(2002年)

このシステムは、企業にとっても都合のいいものだった。家庭のことは全て妻が責任を持つという前提で、男性社員に長時間労働や転勤などを前提とした働き方を強いることができたからである。大量生産型の当時の産業構造からすれば、こうした働き方が効率的だった結果、我が国の経済的地位は国際的に急上昇し、その経済成長の成果を家族の養育まで考慮した賃金体系や長期的に安定した雇用の形で従業員に還元することができたのである。

その後、出生率は低下を続け、89年の1.57ショックを経て、2001年には1.33となっている(図1)。出生率低下が始まった当初、それは概ね未婚化や晩婚化の進展で説明された。すなわち、結婚した女性は相変わらず2人子供を産むが、そもそも結婚する人の割合が減ってきたということであった。我が国では婚外

子の割合が低いので¹¹、未婚化や晩婚化はそのまま少子化につながるのである。

さらに、90年以降には、結婚した女性が産む子供の数も2を割り込むようになった。

一方で夫婦が理想とする子供の数は、低下してきているものの97年時点でも依然2.53人である。ここからも明確なように、近年の少子化の進展は、子供を持つことのプライオリティが低下したこと以外にも、子供を持ちにくくしている様々な要因が絡み合った結果である。

(2) 妻の就業中断による生涯所得減少が少子化に影響

少子化の背景としては、女性の就業機会が拡大した一方で、子育てにかかる費用は年々上昇するなど、結婚や出産を選択せずに働き続ける場合と、結婚して子育てに専念する場合の経済的な差が拡大したことがあげられる。

例えば、一定の仮定のもと、結婚・出産・育児を通じて妻が働き続けた場合と就業を中断した場合の世帯の生涯可処分所得を計算すると、妻が働き続けた場合には4億6900万円となるのに対して、一旦退職した後、無業であった場合には3億1000万円となっており、働き続けるか否かによる生涯所得の差は1.6億円にもものぼっている(図5)。また、子供を育て上げるには、私立大学に通学したとして約2400万円かかると推計されている¹²。

(図5) 女性の就業パターンと生涯可処分所得

(単位:億円)

	世帯生涯可処分所得			
		女性生涯可処分所得		
			年金受給額	
			夫死亡前	夫死亡後
継続勤務	4.69	2.11	0.38	0.19
退職後再就職	4.40	1.82	0.35	0.19
退職後パート	3.41	0.82	0.28	0.18
退職後無業	3.10	0.47	0.27	0.18

(備考)

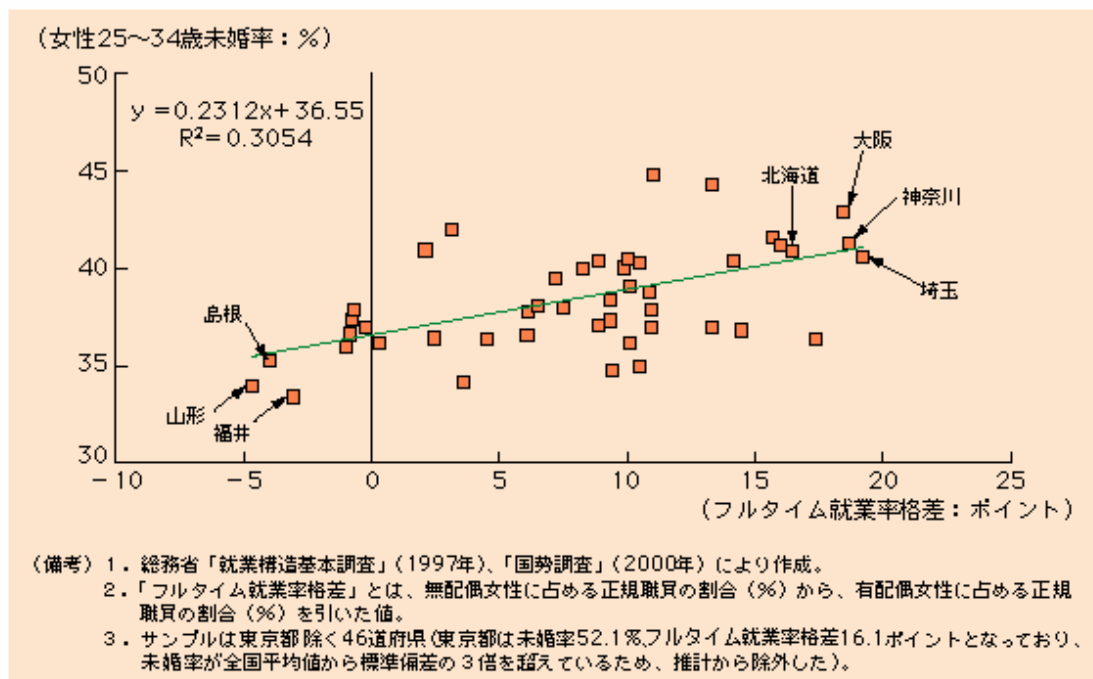
1. 男女共同参画会議・影響調査専門委員会「「ライフスタイルの選択と税制・社会保障制度・雇用システム」に関する報告」(2002年)より作成。
2. 女性は短大卒、20歳で就職、28歳で大卒30歳男性と結婚後第一子を出産。30歳で第二子を出産。75歳で夫と死別、84歳で死亡と仮定。

¹¹ 2000年時点で出生全体の1.6%。

¹² こども未来財団「子育てコストに関する調査研究報告書」

金額ベースでみれば、子供の養育費と比較して、女性が就業を継続するかどうかは家計により大きな影響を与えていることがわかる。そして、結婚したからといって女性がフルタイム¹³で働きにくくなるような地域では、女性がより積極的に結婚している現実（図 6）は、結婚・出産・育児が収入機会を得る上での障害であることが、少子化の主因であることを示しているといえる。

（図 6）結婚するとフルタイムで働きにくくなる地域で高い未婚率



(出典) 内閣府「国民生活白書」(2002年)

図 6 から明らかなおり、結婚するとフルタイムで働きにくい地域というのは比較的都市部であり、小世帯化においても先行して進んでいる地域である。

そこで、家族形態と妻の就業の関係についてみると、子育て等に夫婦の親などの助けが期待しにくい核家族世帯の場合には、妻は出産や育児の際には仕事を続けることが難しく、子育てが一段落ついた後で再就業するケースが多い。雇用動向調査によれば、2000年現在30～44歳の女性の入職の約7割がパートで

¹³ 以下、フルタイム、パートタイム、という言葉が頻出するが、これは、「パート労働法」上の労働時間に基づく区分(短時間労働者がパート)のみならず、短時間労働者でなくても、「正社員でない」という意味で勤め先でパートと呼ばれている者などもパートに含んでいる。また、「正社員」という語や「一般労働者」という語はパートの対置概念として使用している。

あり、子育て後の女性にとっては家庭と仕事の両立が図りやすいパート就業が現実的な選択肢となっている。ただし、その場合フルタイム就業を続けた場合との生涯所得の差は1億円以上であり、この生涯所得の差が少子化につながっていると考えられる。

これに対して、妻が働きにでても子供の面倒をみってくれる人が得られやすい3世代同居家族では妻は子育てとフルタイムでの仕事を出産をはさんで継続している割合が高い。が、こうした世帯はどんどん減ってきている。

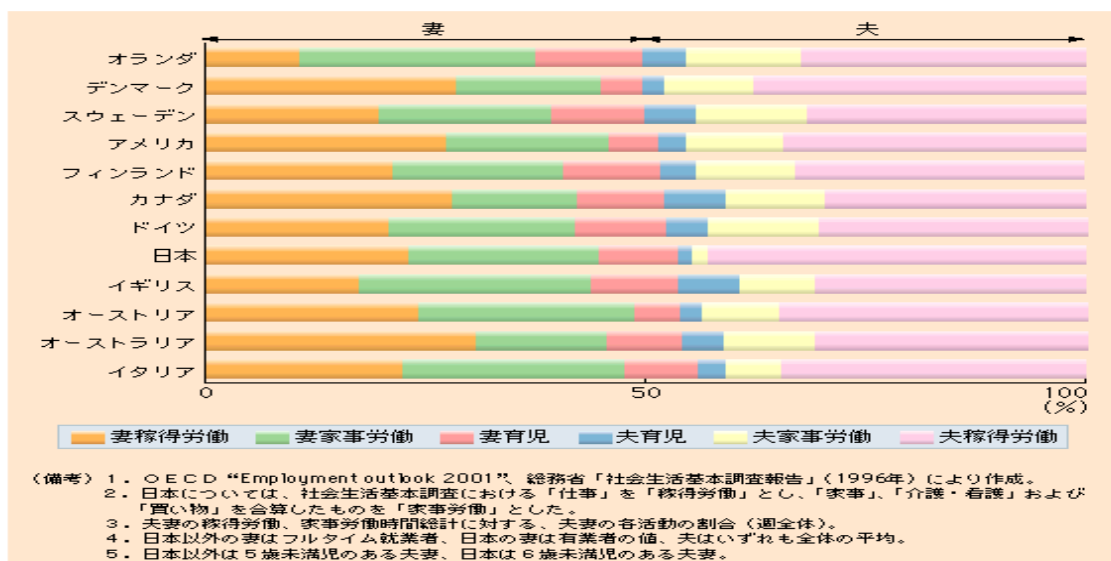
小世帯化の中で、今後は核家族世帯も減っていき、一方で片親世帯は増えていく。そこで、現在、母子家庭の置かれている状況をみると、子育てとの両立が難しいこと、女性が新たに働こうとする場合、事実上、パート就業しかない場合も多いことなどから、年収では100万円台が最も多く、子供を育てるに十分な収入を得ているとは言いがたい。また、約8割の離婚母子家庭は養育費を支払われていない。

こうした、女性が逸失所得の大きさから子育てを断念する、また一人で子育てと十分な収入を得られる仕事を両立させることが難しいという状況は、家族に育児の責任の全てを負わせ続けることの限界を示していると言えるだろう。

(3) ライフスタイルを充実させようとする結果余裕のない生活が少子化に影響

特に核家族世帯の場合に出産・育児で妻が仕事を辞めることが多い背景には、夫の生活で仕事の占める割合が国際的にみても非常に高いことがあげられる(図7)。

(図7) 育児をほとんど手伝えない日本の夫



(出典) 内閣府「国民生活白書」(2002年)

結局のところ、いわば男性型の働き方であるフルタイム就業を行わないと家計を賄うことができず、一方で、そういう働き方を選ぶと子育てなど家庭のことを十分には行えない。このため女性は家庭か仕事かどちらかを選ばざるを得ないという状況にある。

しかしながら、図 7 を実際の労働時間に直して比較すると少し違った姿も見えてくる。家庭内労働時間と稼得労働時間の夫婦の和をみると、我が国の夫婦の労働時間がそれほど多いわけではないことがわかる（図 8）。夫の稼得労働時間は確かに多いが、それ以外の仕事時間が必ずしも他国と比べて多いわけではない。

（図 8）それほど多いわけではない我が国夫婦の家庭内労働+稼得労働時間

時間	家庭内労働+育児+市場労働			市場労働夫	
	夫婦計	夫計	妻計		
カナダ	21.2	10.2	<	11.0	6.3
イギリス	20.4	9.5	<	10.9	6.3
スウェーデン	20.0	10.1	>	10.0	6.4
ドイツ	20.0	9.6	<	10.4	6.1
オーストリア	19.6	9.1	<	10.5	6.9
オーストラリア	19.6	9.0	<	10.6	6.1
デンマーク	19.0	9.6	>	9.4	7.2
イタリア	19.0	8.4	<	10.6	6.6
フィンランド	18.5	9.0	<	9.6	6.1
アメリカ	18.0	8.8	<	9.2	6.2
日本	17.6	8.2	<	9.4	7.6
オランダ	16.0	8.1	>	7.9	5.2

（備考）図 7 の原データより作成。

次にライフスタイルの選好についての国際比較をみる。これによれば、我が国では、スポーツやショッピング、スポーツ観戦、テレビなどが他国と比べて高いほか、睡眠が極端に多くなっている。ここから伺い取れるのは、ライフスタイルを充実させようとする結果、生活に余裕のない日本人の姿ではなからうか。こうした生活の余裕のなさも少子化に大きく関係しているのではなからうか。

(図9) ライフスタイル・プリファレンスの国際比較

(%)

	英	仏	独	伊	日	米
シャンパン	6	8	5	3	1	6
チョコレート	9	12	5	8	2	7
友人と外出	22	26	25	20	21	16
スポーツ	7	6	8	9	15	6
セックス	31	30	33	38	7	33
ショッピング	8	5	5	10	13	14
睡眠	4	4	8	4	20	5
スポーツ観戦	3	2	3	2	8	3
テレビ	5	4	3	2	7	4
仕事	3	2	3	3	4	4
インターネット	2	1	2	1	2	2
計	100	100	100	100	100	100

(備考) DUREX “WORLD SURVEY” (2001)より。

(4) 親の経済力格差が次代に影響

既に見たように母子家庭は概して所得が低い。そして家族の不安定化の中でこうした世帯は増えていくと見込まれる。一方、男性についても年功型賃金が崩れる中で能力による処遇格差が明確な方向に転換しつつある。さらに、フリーターも増えている若者の間では、職業スキルの形成に個人間での差が大きくなるため、一層格差が広がると考えられる。

一方で、子供の教育に親の経済的格差が与える影響が大きくなってきている。例えば、塾通いをしているかどうかによる学力格差が拡大している¹⁴。

家族が不安定になっていることにも起因する親の経済力の格差が次代にも引き継がれようとしている。

以上、家族が不安定になってきていることは、少子化や子世代の能力格差の拡大を通じて次代に影響を与えつつあると言える。

3 女性の労働の経済的評価

女性の方が結婚生活への満足度が概して低い。その背景には、男性型のフルタイムの働き方は家計を賄うには意味があっても家庭に関する責任を分担する

¹⁴ 荻谷剛彦他「「学力低下」の実態に迫る」論座 2002年6月号

余裕が生まれにくい中で(図7)、家庭内の仕事を一義的に行っている女性には、その家庭の内外での働きが社会的に正当に評価されにくい状況があるのではないだろうか。

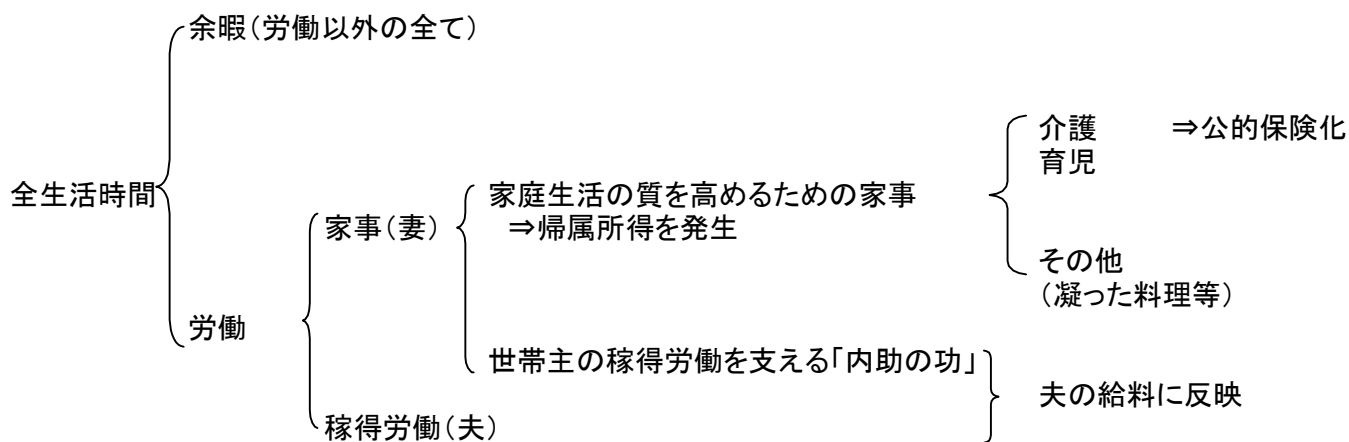
本章では、フルタイムで働き続けた場合の女性の賃金は次第に男性との格差が小さくなってきている一方で(図11)、一たび家庭に入ると、育児や家事が直接お金に結びつかないことから、その働きが社会にそして家族に評価されにくいこと、子育て後の女性の主な就労パターンであるパートタイム就業者の置かれた状況が一般の労働者と比べて著しく不利になっていることについてみていく。

(1) 家庭内労働の相対的評価の困難性

サラリーマンの夫を持つ専業主婦の家事の意味合いについて考えてみよう。

主婦の仕事は、夫の外での仕事のサポート、すなわち「内助の功」の部分と、それ以外の純粋に家庭生活の質を高めるための家事の部分に分けて考えることができる(図10)。

(図10) 稼得労働と家事の概念



このうち「内助の功」の部分については、彼女の働きは夫の収入に反映されていると考えられる。すなわち、夫の給料の一部分は妻の働きによるものということだ。一方、後者の部分は、直接金銭を稼得することにはつながっていない。だが、例えばフランス料理を自分でつくって家族と食べたという場合、同じものをレストランで食べた場合にかかった費用分の帰属所得がそこには発生していると考えられる。とすれば、専業主婦の家事は「夫の収入の一部分+帰属所得」という形で家計に貢献していることになる。

ところが、これらは明確に意識することが難しい。そのことが結果的に主婦の労働を社会がそして家族が正当に評価するのを妨げている。家庭内での役割が正当に評価されにくいことが、女性の結婚満足度の低さを通じて家族の不安定化につながっているとも考えられる。

それでは、介護や育児についてはどう考えればよいのか。これは、上の分類でいけば、夫の収入に貢献しているわけではないので「純粹に家庭生活の質を高めるための家事」の部分に含まれると考えられる。

が、公的保険の導入により、介護はいまや社会によって担われるべきものとの位置付けになっている。保険制度は自らの負担をも根拠としてサービス給付が得られるものであり、また各サービスに伴う自己負担も意識した上で需要者が自ら選択するものである。この文脈から、介護保険の導入は家庭内労働を外部化し、その経済的価値を客観的に評価する契機になったとも言えるのではないだろうか。

一方で育児には、こうした考え方は根付いていない。特に専業主婦については、子育てに専念して当然との社会通念の下、育児を一義的に行うものとの考えられてきた。この結果、その価値を正当に評価されにくいことが多いことも子育てに対する不安が専業主婦においてより大きいことにつながってきたのではなかろうか。

(2) パートタイム就業のスパイラル的不利化

子育てが一段落した後の女性の間でのパート就業が進んでいる。これはバブル崩壊後の夫の雇用の不安定化や所得の伸びの鈍化の中で家計を助けようとする動きである。企業の側から見てもパートタイマーは安価でしかも調整が容易な労働力であり、一般労働者が大幅な求人不足であるのに対して、パートタイム就業については求人超過となっている。

ところが、女性パートタイム賃金は女性フルタイム賃金と比べて相対的に不利化が進んでいる（図 11）。ただし、女性フルタイム賃金と男性フルタイム賃金の格差が縮小している結果、女性パートの男性フルに対する格差はそれほど変化していない。この結果、女性パートタイム賃金は男性フルタイム賃金の約 4 割の水準となっている。

(図 11) フルタイム就業とパートタイム就業の一時間あたり所定内給与額推移

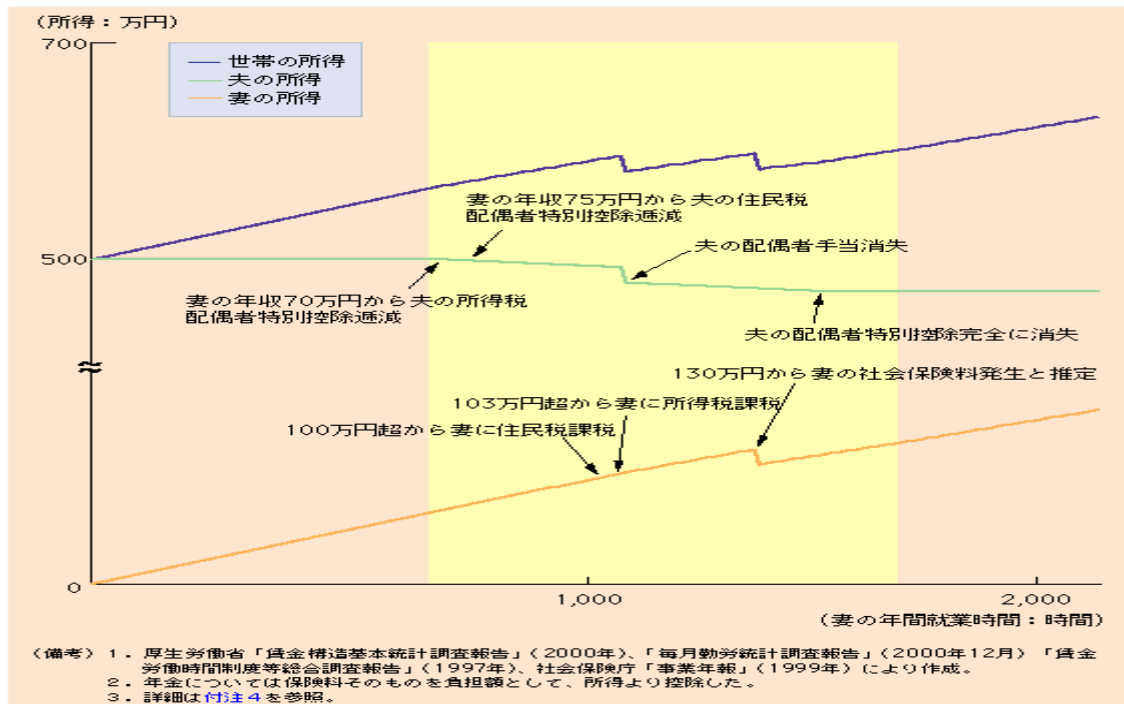
	女性パートタイムとの比較	
	女性フル=100	男性フル=100
1992年	71.8	44.6
1993年	70.1	43.7
1994年	70.6	44.3
1995年	70.4	44.5
1996年	69.3	44.0
1997年	68.0	43.4
1998年	68.4	44.3
1999年	67.3	44.0
2000年	66.9	44.3
2001年	66.4	43.4

(備考) 厚生労働省「賃金構造基本調査」より作成。

これは、パート供給の増加基調の中で、現行の税制や社会保障制度、さらには企業の家族手当などを所与として多くの既婚女性が自分の年収を100万円程度に抑えるいわゆる就業調整を行っていることによるものである(図12)。

具体的には、配偶者控除の上限であるいわゆる「103万円の壁」、年金等における被扶養配偶者の上限である「130万円の壁」、さらには103万円や130万円に設定されることの多い企業の家族手当支給上限に合わせてサラリーマンの妻が就業量を調整する傾向が強まってきている。これによってパートタイム賃金の相対的上昇が遅れたことが指摘されている。

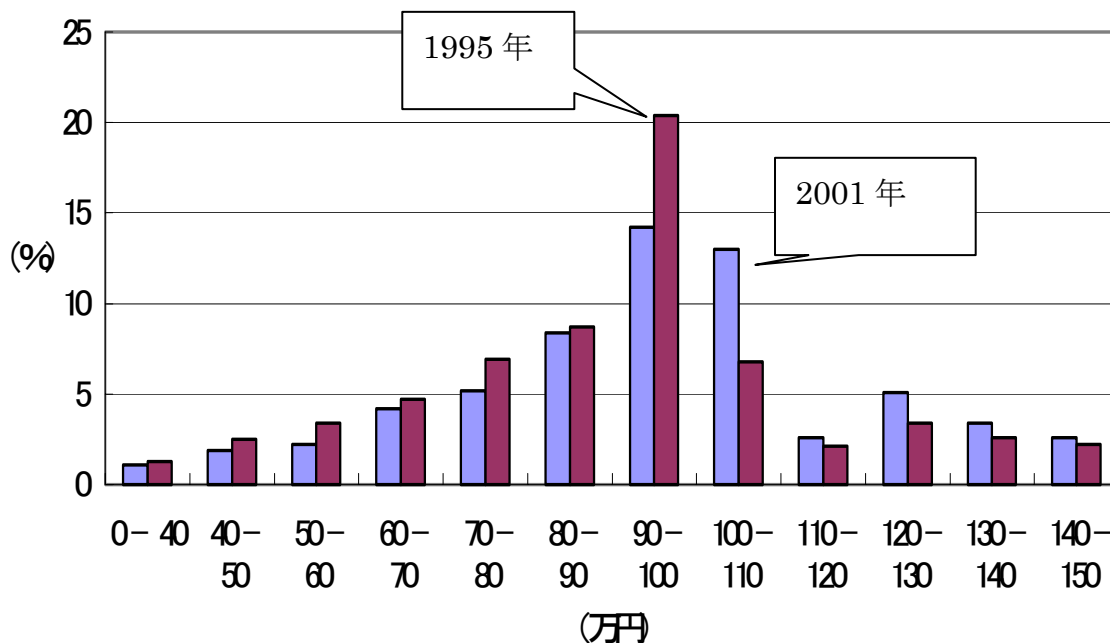
(図 12) 妻がパートタイム就業した場合の世帯所得の変化



(出典) 内閣府「国民生活白書」(2002年)

なお、1987年に配偶者特別控除が導入され、103万円の段階では税制上の壁はなくなった。にもかかわらず、誤解に基づく部分もあり、1995年時点では、女性パートタイム就業者の年収は90-100万円台に圧倒的に集中し、100万円以上働く女性は少なかった。しかしながら、2001年の調査では、90-100万円台がピークとなっていることは変わらないものの100-110万円台の女性が顕著に増えており、「130万円の壁」の相対的重要性が増していることが伺える(図13)。

(図 13) 女性パートタイム就業者の年収分布



(備考)

1. 厚生労働省「パートタイム労働者総合実態調査報告」より作成。
2. 40万円未満については「40万円未満」と答えた者の割合を4等分、150万円以上については割愛している。

すなわち、多くの女性が家族のために働こうとする個別にみれば合理的な行動が、結果としてそれをより不利にするという皮肉な状況が生じているのである。

また、パートタイム就業者には昇給や昇進の可能性も低い。したがって、勤続年数が長くなればなるほど正社員との賃金格差に納得できないとする人が増える傾向にあり、勤続10～19年のパートタイム就業者では、納得できないとする者が納得できるという者を上回っている。女性の高学歴化が進展している中、一旦結婚子育てで仕事を中断すると、その後の入職は、働きが正當に評価されず、長期間働いてもそれが昇給や昇進につながりにくいパートタイム就業しか事実上選択肢がないことは、結婚や子育てを選ばない女性を増やすとともに、結婚生活自体への不満にもつながっているのではないか。

4 あるべき方向性

男性型の働き方が家庭内での労働を十分に分担できないものである結果、女性は出産や子育てを諦めてフルタイムで働き続けるか、家庭内労働に従事し可能な範囲でパートタイム就業する形しか事実上選ぶことができない。また、既婚女性が主に担っている家庭内労働やパート就業は経済的に評価されにくい。一方、家族のライフスタイルには国際的にみても余裕がない。

こうした家族をめぐる矛盾に直面する女性には、結婚生活への不満が相対的に高い。これは、小世帯化と家族の不安定化を一層促進する要因である。

したがって、家族の絆を得やすいものとするためには、既婚女性の働き、すなわち、家庭内での労働やパートタイム就業の経済的評価を確立していくこと、そして、生計を立てることと家庭内での仕事を分担することが両立しうるようにしていくことが求められる。

このため、具体的には次の3点が重要である。

- i) 税制や社会保障制度において、可能な限り家庭内労働の経済的評価への配慮がなされるべきである。これは家族や社会の家庭内労働に対する評価を高めることにつながる。
なお、妻の家庭内労働については実は夫の方がその貢献を高く評価しているとの指摘もある。であれば尚更、それを家族の共通認識とする方が家族の安定化につながる。
- ii) 介護同様、育児を社会がサポートして家庭の育児機能の低下に対応するとともに、育児に対する経済的評価を確立する。
- iii) 家庭内労働と両立しやすい就業スタイルであるパートタイム就業の経済的不利を解消するなど、同一労働同一賃金の原則を実現する。

5 家庭内労働の経済的評価と税制・社会保障制度

(1) 家庭内労働と配偶者(特別)控除

① 家庭内労働と課税についての考え方

妻の家庭内労働は、夫の収入と家計の帰属所得に反映されている。

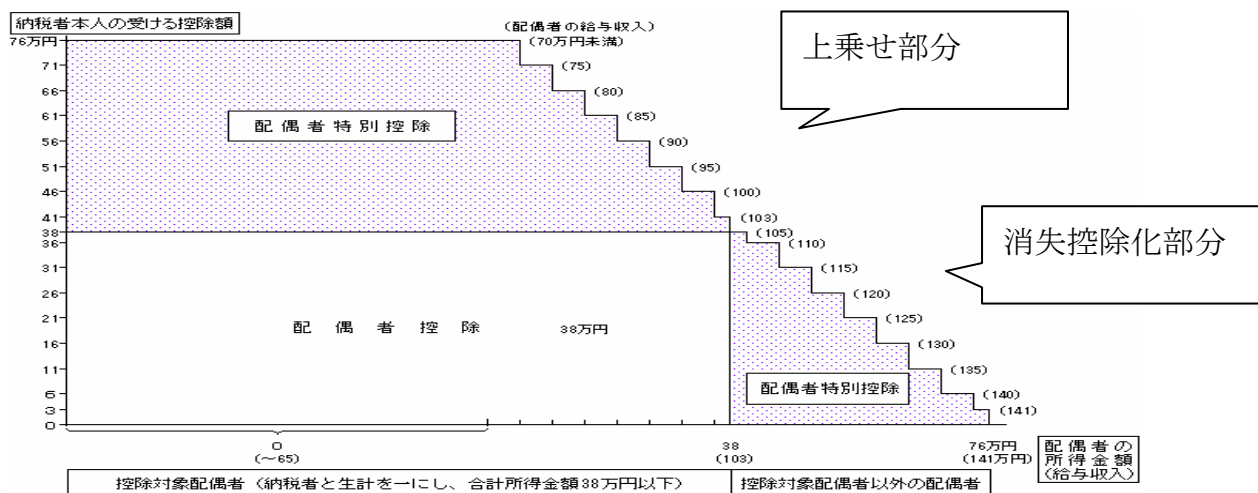
このうち夫の収入への貢献部分については、夫と妻の貢献部分を合わせた形で所得課税がなされていると考えられる一方で、帰属所得分については課税がなされていない。

② 配偶者(特別)控除の仕組み

家庭内労働と税制との関係で、しばしば話題になるのが配偶者(特別)控除である。これは、サラリーマンの夫を持つ妻の収入が全くないかないしはあっても少ない場合に、それが夫の税負担能力を低下させるという想定の下で、妻

の収入に応じて所得控除を行う制度である。妻の年収が0円から103万円までの場合一律に控除額が設定されている配偶者控除に加えて、妻の年収に応じて段階的に控除額が減少するように設定されているのが配偶者特別控除である(図14)¹⁵。

(図14) 配偶者控除・配偶者特別控除の仕組み



(出典) 財務省ホームページ

③ 家庭内労働と配偶者（特別）控除

①でみた夫の収入へ課税については、本来夫婦2人分の稼ぎを夫1人分として課税されているのだから、累進税率の観点からは払いすぎになっている可能性があるとも考えられる。だとすると、配偶者（特別）控除には、それを調整する意味合いがあるのではないかという考え方も成り立ちうる。が、実際には所得税率が最低の10%の場合でも配偶者（特別）控除は画一的に適用されていることを考えれば、このように捉えるのは難しい。

一方、帰属所得部分については、単にその把握が困難だから課税がなされていないとの考え方が成り立ちうる。

いずれにせよ、現状では、主婦の存在が子供と全く同様に経済的なお荷物であるという前提で、配偶者（特別）控除という形で夫の収入への課税が減殺されているわけである。

このように、妻の働きが社会的に正当に評価されていないことが、結果的に家族内での評価が正しく行われなかったことにもつながっている可能性がある。

¹⁵ なお、サラリーマンの妻と収入の少ない夫の組み合わせでも同様だが、ここでは実態に即して、このように単純化した。

④ 政策的インプリケーション

こうした中で、2004年をはじめから配偶者特別控除が原則廃止されることとなった。特別控除は、1987年の税制の抜本改正の際に、配偶者控除が受けられる上限の妻の年収103万円の段階で夫の税負担が大幅に増えることからくる妻の就業への抑制効果を緩和するため等から導入されたものである。しかしながら、であれば、特別控除は図14の「消失控除化部分」のみで十分だったはずである。ところが、併せて「上乗せ部分」が導入されたことにより、配偶者控除と配偶者特別控除が全て適用される場合とこれらの控除が受けられない場合の税率の差は一層拡大してしまったのである。また、扶養する子供に適用される扶養控除よりも配偶者控除と配偶者特別控除の和のほうが大きいことは、子供よりも妻のほうがより大きな経済的負担であると言っているに等しい。

したがって、上乗せ部分が撤廃されることは大きな前進である。が、配偶者控除は依然として残る。帰属所得分も含めて妻の仕事を正当に評価した場合、本当にこれは必要なのであろうか。現在、各種人的控除全体の簡素化が進んでいる。年齢や性別で一律に経済的な強弱を判断する制度は、そのまま、家族を一定の形に押し込めようとする制度だといえる。1でみたように、旧来型の価値観を持っていると結婚が難しかったり、さらに結婚生活への満足度も低いなど、家族が不安定化する傾向にある。同様に、家族を一定の形に押し込めようとする制度も家族の不安定化につながっている。こうした観点からも、より抜本的な見直しが望まれる。

(参考)

政府税制調査会「平成15年度における税制改正についての答申」中の配偶者特別控除に関する部分（抜粋）

「配偶者特別控除が創設された際には、主に専業主婦世帯を中心に税負担を軽減することが念頭に置かれていた。その当時は、専業主婦世帯が最も典型的な家族類型であったが、その後の経済社会情勢の変化により、現在では、共働き世帯数が専業主婦世帯数を上回るようになってきた。女性の就労状況にも世帯主の補助的な就労から本格的な就労への移行傾向が見られるようになっている。こうした経済社会の構造変化にも顧みれば、配偶者控除に上乗せして、言わば「二つ目」の特別控除を設けている現行制度は、納税者本人や他の扶養家族に対する配慮と比べ、配偶者に過度な配慮を行う結果となっている。したがって、当調査会としては、配偶者特別控除は廃止すべきであると考えている。その際には、負担増に配慮して段階的な縮減も考えられる。また、パート労働者の就労を阻害しないよう、税引き後の手取りの逆転現象に対する所要の措置を講ずる必要がある。」

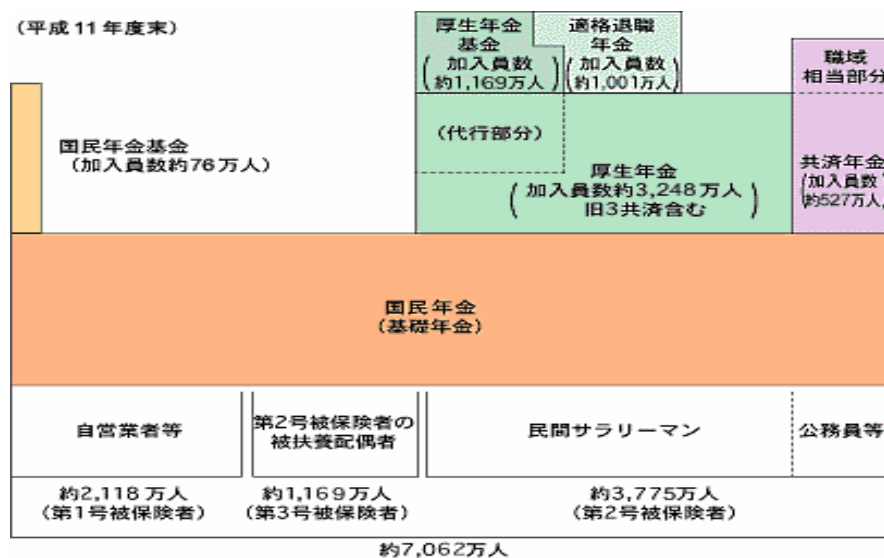
(2) 家庭内労働の評価と年金制度

① 第3号被保険者制度

次に年金制度について考えてみよう。

サラリーマンの妻は年収が130万円以内でかつ労働時間が一般の労働者の3/4以内である場合に、いわゆる第3号被保険者となり、自ら年金等¹⁶の保険料を支払う必要がない。一方、夫は被用者が対象の第2号被保険者となる(図15)¹⁷。そして、第2号被保険者と第3号被保険者の年金給付は、第2号被保険者全体の保険料で支えられ、夫には基礎年金+報酬比例年金、妻には基礎年金が支払われる仕組みとなっている。

(図15) 年金制度の概要



(出典) 厚生労働省ホームページ

このような第3号被保険者制度は、1985年制度改正時に専業主婦を含めた女性の年金権確立のために導入された制度である。が、その後、既婚女性のパート就業等が進む中で、年収が130万円を超えると格段に社会保険料負担が増えるため、仕事の量を130万円以内調整する動きが次第に顕著になってきている(図12)。また、第3号被保険者の年金を支える第2号被保険者の中には、既婚で働く女性のほか、単身や母子世帯の女性も含まれており、こうした女性と

¹⁶ 健康保険も基本的には同様である。

¹⁷ 脚注15と同様。

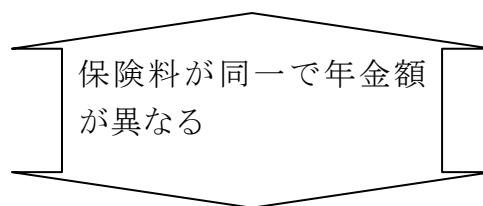
の間の不均衡についてもしばしば問題とされてきた（例 1、例 2）。

例 1 <現行制度>

サラリーマンの夫と専業主婦の場合

年金受給額	夫	妻
報酬比例部分の年金	8.55 万	
基礎年金	6.70 万	6.70 万

夫の月収	39 万
保険料	5.30 万
年金額計	21.95 万



例 2 <現行制度>

単身者等

年金受給額	
報酬比例部分の年金	8.55 万
基礎年金	6.70 万

月収	39 万
保険料	5.30 万
年金額	15.25 万

② 妻の家庭内労働と第 3 号被保険者制度

それでは、この制度は妻の働きの正当な評価という観点からどう考えられるだろうか。

まず「内助の功」部分について、第 3 号被保険者が基礎年金を受給しているのは、保険料拠出の前提となる夫の給料への妻の貢献が認められているからだ、との考え方が成り立ちうるかもしれない。が、であれば、その夫と同額の保険料を拠出した単身女性が受け取る年金額よりも、サラリーマンの夫＋専業主婦世帯の受け取る年金額のほうが、妻の基礎年金分だけ多いことの説明がつかない。

また、帰属所得を発生している部分についての保険料負担能力については全く考慮されていない。

仮に妻の年金額を育児に対する社会的評価だと考えようにも、母子世帯のように育児と稼得を一人で行わなければならない世帯との比較でみた場合、やはり不均衡である。

③ 様々な改革案について

こうした女性と年金をめぐる様々な問題について、厚生労働省に設置した「女性のライフスタイルの変化等に対応した年金のあり方に関する検討会」で議論がなされたが、2001年12月に取りまとめられた報告書では帰属所得の負担能力について次のように言及している。

(参考)

「女性のライフスタイルの変化等に対応した年金のあり方に関する検討会」
報告抜粋

家事労働による帰属所得等を考えれば片働き世帯は共働き世帯よりも保険料負担能力が高いという意見については、帰属所得等についての議論の深まりを待って検討すべきである。

要するに帰属所得分についてはコンセンサス形成が難しいので現段階では考慮しがたいということだ。確かに本稿で最初から述べているように、家庭内労働に代表される金銭収入を発生しない労働にはどうしても正当に評価されにくい側面がある。特に各家庭で得ている帰属所得の大きさは千差万別であろうし、また、それが家族しか味わえない料理であったり、室内の雰囲気であったりしたときに、外部からは客観的には判断のしようがない。したがって、直近の制度改正時にすぐに帰属所得による保険料負担能力をカウントするのは難しいだろう。

—それではどうしたらいいのか。

2002年12月、厚生労働省から「年金改革の骨格に関する方向性と論点」が発表された。これは、2004年の年金改革に向けて議論の叩き台として作られたものである。その中で第3号被保険者問題については以下の4案を示している。

i) 夫婦間の年金権分割案

保険料負担については、従来どおり、第2号被保険者がその報酬額に応じた保険料を納付することとする一方、給付については、世帯賃金が分割されたものとして評価する考え方。

ii) 負担調整案

第3号被保険者に関して、何らかの保険料負担を求める考え方。

- ・被用者グループにおいて応益負担(定額負担) + 応能負担(定率負担)を組み合わせる考え方。
- ・第3号被保険者に関する保険料負担を、被用者グループ全体ではなく、第

3号被保険者を抱える第2号被保険者の間で定率負担により求める考え方。

iii) 給付調整案

第3号被保険者に関して保険料負担を求めないが、基礎年金給付を減額する考え方。

iv) 第3号被保険者縮小案

短時間労働者等に対する厚生年金の適用等により第3号被保険者の対象者を縮小していく考え方

④ 年金権分割について

一 専業主婦世帯へのインプリケーション

上記の案のうち、第一案の夫婦間の年金権分割案について考えてみよう。イメージとしては、例3のようになる。

例3<年金権分割が認められた場合>

サラリーマンの夫と専業主婦の場合

年金受給額	夫	妻
報酬比例部分の年金	4.28万	4.28万
基礎年金	6.70万	6.70万

(例1との差は夫と妻の報酬比例部分)

夫の報酬	39万
保険料	5.30万
年金額計	21.95万

例1<現行制度> (再掲)

サラリーマンの夫と専業主婦の場合

年金受給額	夫	妻
報酬比例部分の年金	8.55万	
基礎年金	6.70万	6.70万

夫の報酬	39万
保険料	5.30万
年金額計	21.95万

すなわち、家計全体で見ると、支払う保険料も受け取る年金の額も現在と変わらない。また雇用者の側からみた負担も基本的に変わらない。変わるのは、夫婦の間での年金の配分額だけである。年金の配分は、夫の所得への妻の貢献度合いなどから各家庭の状況に応じて決められるべきものである(例3では、1:1の配分となっているが、これが常に適用されるべきものではない)。

こうした年金権分割の導入は、妻の家庭内労働の社会的評価を明確にし、妻の側からみた年金受給権を正当な根拠に基づいた確固たるものとするためには役立つだろう。

一 共稼ぎ夫婦へのインプリケーション

さらにこの考え方を進めていくと、共稼ぎ夫婦の場合には、妻の収入に対する夫の貢献をどう考えるか、という論点が出てくる。また、家庭内での役割の分担にもさまざまな場合がありうる。したがって、共稼ぎの場合には、夫の所得と妻の所得から得られる年金を合算して夫婦の状況に応じて分割するという考え方が成り立ちうる。

たとえば、現行制度のもとでは、夫の月収が 26 万、妻の月収が 13 万の夫婦の年金は例 4 のようになっているが、仮にこれを合算して半分に分けると例 5 のようになる。

ここで注意が必要なのは、専業主婦の妻が年金権分割で得られた年金 10.98 万円（例 3）の方が、現行制度で月収 13 万の妻がもらえる年金 9.55 万（例 4）よりも多いということである。仮に、専業主婦にだけ年金権分割を認めることとなると、妻の就業による保険料が掛け捨てられることになってしまう。したがって、年金権分割を行うのであれば、それは共稼ぎの夫婦にも同様に導入される必要がある。

例 4 <現行制度>

共稼ぎ世帯の場合

年金受給額	夫	妻
報酬比例部分の年金	5.70 万	2.85 万
基礎年金	6.70 万	6.70 万

(夫)	
報酬	26 万
保険料	3.53 万
年金額計	12.40 万
(妻)	
報酬	13 万
保険料	1.77 万
年金額計	9.55 万

例 5 <年金権分割が認められた場合>

共稼ぎ世帯の場合

年金受給額	夫	妻
報酬比例部分の年金	4.28 万	4.28 万
基礎年金	6.70 万	6.70 万

(夫)	
報酬	26 万
保険料	3.53 万
年金額計	10.98 万
(妻)	
報酬	13 万
保険料	1.77 万
年金額計	10.98 万

－ 離婚へのインプリケーション

専業主婦が離婚した場合、現行制度上では妻が受け取ることができるのは、原則的に基礎年金部分だけである（月額 6.7 万円、例 1 の妻と同様）。6.7 万円という数字は、女性の再就職が事実上ほとんどパートである現状から見ると非常に少ない数字である。そして、現在までのところ離婚時の財産分与で年金をどのように取り扱うのかについては確たるものもない。

一方、仮に年金権分割が導入されると、離婚時の妻の取り分は、例 3 の妻と同様 10.98 万円となり、かなり改善する。もとより離婚を前提に制度を組み立てる必要はないが、年金分割は離婚時の妻の生活保障としても意味を持つ。

－ 夫の死別へのインプリケーション

我が国では平均的には夫は妻よりも 2 歳程度年上である。一方、女性の平均寿命は男性のそれよりも約 7 年長い。したがって、ごく平均的には妻は夫の死後 10 年程度の寡婦期間を過ごすこととなる。

高齢時の妻が（元）サラリーマンの夫と死別すると、次の 3 種類の年金給付パターンからどれかひとつを選択することになる（いわゆる遺族年金制度）。

- i) 自分の基礎年金＋夫の報酬比例部分の 3/4
- ii) 自分の基礎年金＋自分の報酬比例部分
- iii) 自分の基礎年金

＋夫の報酬比例部分の 1/2＋自分の報酬比例部分の 1/2

しかしながら、大部分の場合、妻の報酬比例部分は相対的に少ないか全くないので、大抵、第一のパターンが選択されている。この場合の給付水準は、例 1 でいえば、6.70 万＋8.55 万×3/4 となり、現行の離婚時の年金額（6.7 万）と比較すると有利になっている。

これは、「添い遂げた」ことに対する報償的な色彩が強い制度だといわれているが、再三指摘している「妻の働きの正当な評価」という観点からすると妥当とはいえない。結果的に離婚に至ったからといって、保険料納付の期間の夫の働きへのサポートが最期まで添い遂げた妻よりも少なかったと証明する術はない。

さらに、仮に、妻が例 4 のように、妻が自ら報酬比例部分を得られるほどに働いていた場合でも、夫に先立たれた場合に自らの保険料拠出で得られる年金額 6.7 万＋2.85 万よりも夫の遺族としての年金額 6.7 万＋5.70 万×3/4 の方が有利であるという場合、妻の自らの保険料拠出は掛け捨てになり、意味をなさないことになる。

こうした矛盾にも年金権分割は対応できる。すなわち、年金権分割を導入するのであれば、遺族年金制度は高齢配偶者の部分について廃止に向けた検討を

行うべきである。

⑤ 第3号被保険者の定義の見直し

以上、主に年金権分割についてみてきたが、そもそも、年収130万円以内、労働時間が一般労働者の3/4以内、という第3号被保険者要件についてはどのように考えるべきか。本稿の立場は、帰属所得からも本来は保険料拠出が可能だという立場である。ましてや妻が金銭所得を稼ぐ限りにおいては、そこから保険料を支払うべきだと考える。もっとも雇用者側でのコストなども勘案すれば、第3号被保険者の範囲の縮小が当面現実的だと考える。

⑥ より今後の家族にやさしい制度とするために 一年金権分割の限界と公的年金の役割の見直し

しかし、こうした改革を行ったとしても、本質的には帰属所得の問題や単身者世帯と第3号被保険者を有する世帯との負担と給付の水準の不公平は解決しない。やはり、帰属所得による負担能力を考慮に入れば、最も道理が通るのは第3号被保険者にも独自の負担を求めることである。

が、既に述べたように、それを適正な保険料に反映させるのは容易ではない。仮に定額にした場合の水準をどうするかという問題もある。被用者とその配偶者以外によって形成されている第1号被保険者のグループは基礎年金部分について定額の負担と定額の給付になっているが、その部分との均衡についてどう考えるかも論点である。

厚生労働省案では、第3号被保険者に独自の負担を求める案（第2案に相当）について定額負担という考え方はとっておらず、被用者グループの中での定率負担の案を2つ提示している。が、このうち前者の被用者グループ全体で第3号被保険者の部分を支える制度では、単身者などとの不均衡の問題が解決されない。また、後者の第3号被保険者を抱える第2号被保険者の間で定率負担をとるという方法については、現実問題として、夫の保険料は雇用者の負担分とも併せて直接には企業が支払っている中で、妻の分の保険料の支払い業務やましてや負担に関して企業に責任を持つという点についてコンセンサス形成が難しいだろう。

つまるところ、サラリーマンとその被扶養配偶者、という一定の組み合わせを念頭に制度設計を行っている限り、どのように変更を加えても真の意味での家族形成のセーフティネットとはなりえない。

したがって、年金権分割の改革は、仮に行うにしても高度成長期に主流であった一定の家族形態を前提としたシステムからの脱却のはじめの一步として位置付けられるべきものである。

帰属所得についての議論を一層深めつつ、結果的にその把握が現実的に困難であるということになれば、そもそも公的年金の役割自体を改めて見直し、就業形態や家族形態と関わりなく全国民の最低限のセーフティネットとし、プラス α の老後の生活に関しては、個人の自助努力に委ねる、といった抜本的な改革の可能性を検討すべきである。

具体的には、

- i) 基礎年金については家族形態・就業状況にかかわらず定額負担定額支給とする（専業主婦についても帰属所得分の負担能力や夫の収入への貢献を考慮すれば夫が保険料を負担すべき）
 - ii) 2階部分・3階部分については民営化する
 - iii) 基礎年金の財源について公費の割合を増加させる
- というような姿もひとつのイメージであろう。

6 社会による育児サポート¹⁸ —育児保険の導入

(1) 育児の社会化の意義

もとより現在の介護保険制度は試行錯誤の段階ではあるが、家族の力に限界がある中、介護を社会化したという点で意義は大きい。繰り返しになるが、これは結果として介護という仕事の経済的評価にもつながった。

同様に、育児も社会によるサポートを進めるべきだと考える。ただしこれには、子供を育てるのは親の責任である、私の子供は私のものである、など多くの反論がある。もちろん、親の責任であることを否定するつもりは毛頭ない。が、少子化が進み人口減少が現実のものとなりつつある現在、「子供は社会の宝」であるのもまた事実ではなからうか。したがって、第一義的に子供を育てる責任を持つ親などの者に対して、社会全体がサポートしていくことの明確化には意義があるのではなからうか。

このため、母親が働いているかどうかなどはかかわりなく、育児を行う全ての人に対して、育児そのものに対する直接的な支援を行っていくべきである。それは、育児を全て自分で行う人に対しては、その仕事を社会的に評価することにつながり、また育児の外部化が必要な人にとっては、必要なサービスが提

¹⁸ 社会全体が育児をサポートすることは、一面では、家庭の中に他人が入ること、いわば家族を社会に対して開いていくことを意味する。例えば、住宅のあり方について、高齢者ケアでは、高齢者が自分の生活拠点としての自室を持ちながら小人数で暮らしつつ、自立支援も受けられるような居住形態が注目されているが、子育てについても、集合住宅内に育児施設を設ける動きが広がっている。また、公共賃貸住宅では玄関周りにガラスを多用することにより内と外を結びつけようとする新たな試みなどもでてきている。

供されることにより、結果としてその家族を守ることにつながりうる。

(2) 出生率回復に関する同床異夢への回答

出生率の低下に伴い、少子化問題についての議論が活発化している。

その目的は、経済社会活力の維持であったり、日本の良き伝統の回復であったり、生みたいけれども環境の不備で生むことの出来ない家族に対する支援であったり、女性の権利の実現であったり様々である。そして、これらが互いに相容れない場合もあることが、これまでの出生率回復政策が決め手を欠いてきた理由の一つでもある。

例えば、女性の権利や経済社会の活力維持のために女性が子供を産み育てつつ基幹労働力として就業を継続すべきと考えるのであれば、そのためには保育サービスの充実や就業形態の柔軟化が特に求められるであろう。また、子供は乳幼児期に両親の手で育てられることが望ましいと考えるのであれば、両親の育児をサポートすべく、育児そのものを経済的に評価した現金給付を増加させることや、育児後の再就職が容易な環境を整備することが望まれるだろう。また、成長率は犠牲にしても、それを望む全ての家族が楽しく働き楽しく子育てをできる社会を望むのであれば、ワークシェアリングの推進が有効であろうし、家族の形や経済的条件に囚われず、あらゆる女性が子供を生めるようにするには、不妊症への支援や人工中絶に対する規制や婚外子に対する社会的差別の撤廃、さらには子供を産み育てることが経済的にペイするような社会を作ることが望まれるであろう。

結局のところこれまでの育児支援は以上のどの姿を目指すのかを明確にせず、その最大公約数で進められてきたのだと言える。今後を考えても、我が国でこうした問題にコンセンサスを得るのは恐らく不可能であろう。とすれば、多様なライフスタイルを実現するという立場からの最大公約数路線の変更も不可能だ。

こうした観点からも、子供を生み育てようとする全ての者に対して、育児そのものに対する経済的な支援を抜本的に拡大し、その支援を現金給付の形とするか現物給付の形とするかは需要側の選択に任せることの出来るシステムが構築されれば、それは現状において最善の解となりうる。

(3) 育児保険のイメージ

具体的には、介護と同様、全ての人を対象とした公的保険の導入が考えられる。

① 基本的枠組

公的主体が保険者となった保険制度を利用して、育児サービスが必要となった者が自らの選択でサービスを選択できる制度である。これは母親が働いているかどうか、親の所得が高いか等にかかわらず供給されるものである。ただし、外部のサービスが必要ない親もいるだろう。したがって、育児という行為に対する経済的評価としての現金支給も選択肢として用意する。

② 保険制度にするメリット

保険制度には負担と給付の関係が明確だというメリットがある。子育ては社会全体で支えるべきものであること、そして、サービスや現金の受給はその反映であること、これを明確化することの意義は大きい。

保険制度をはじめ、支援の対象を親などの需要側に移す制度については、サービス供給が十分でない場合に意味をなさないという批判がある。が、公的育児サービスのコスト高が明確になっていることなども踏まえれば、供給側の競争を通じて、よりよいサービス提供の可能性が増えるという観点からも、需要側への補助、需要側のサービス選択の仕組みを整えていく必要がある。このシステムはいわば実質的なバウチャー制度の導入だと言える。

③ 財源、及び公的年金や介護保険との一体運用の意義

ただし、仮に独立した保険制度とした場合、子供を持つ意思のない者や子育てを終えた者の保険料納付が見込めない恐れが高い。このため、全ての国民に保険料を払い続けるインセンティブをもたせるべく、公的年金や介護保険などと一体として保険料を徴収するのが現実的であろう。これは、高齢者と子供への財政支援の比率が諸外国と比べて著しく前者に偏り、子育てへの支援の貧弱な我が国において、その比率を見直す上でも意味がある（図 16、図 17）。年金や介護保険の将来の支え手を増やす意味があることから、コンセンサス形成も行いやすいのではないか。また、税制上の各種の人的控除制度の見直しも財源として意味を持ちうるだろう。ただし、この場合には税と社会保障制度との間の省庁間の縦割りが見直されなくてはならないのはもちろんである。

(図 16) 「若者向けサービス／高齢者向けサービス」国際比較

国	若者向けサービス／ 高齢者向けサービス
イギリス	0.50
アメリカ	0.30
デンマーク	1.37
フィンランド	0.94
ノルウェー	0.83
スウェーデン	0.92
フランス	0.48
ドイツ (西)	0.20
日本	0.18

(備考)

1. エスピン・アンデルセン「ポスト工業経済の社会的基礎」のデータの中から、G5及び北欧諸国を抜き出したもの。
2. データは1992年のもの。

(図 17) 一般的な家庭支援策と共稼ぎ支援策に関する各国の順位(1985-2000)

順位	一般的な家庭支援	共稼ぎ支援
1	ベルギー	スウェーデン
2	ドイツ	デンマーク
3	フランス	フィンランド
4	ノルウェー	ノルウェー
5	イタリア	フランス
6	オーストリア	ベルギー
7	デンマーク	ドイツ
8	アイルランド	イタリア
9	スウェーデン	オランダ
10	フィンランド	オーストリア
11	オランダ	アイルランド
12	カナダ	英国
13	英国	カナダ
14	スイス	日本
15	日本	オーストラリア
16	オーストラリア	スイス
17	ニュージーランド	アメリカ合衆国
18	アメリカ合衆国	ニュージーランド

(備考)

1. 男女共同参画会議・影響調査専門員会

「ライフスタイルの選択と税制・社会保障制度・雇用システム」に関する報告より。

2. 一般的な家庭支援

- ・年少児童への児童手当の対純平均賃金比
- ・年少扶養控除・専業主婦控除などの家族税給付の割合
- ・3歳～就学年齢の児童への公的保育サービス（保育所定員の対人口比）

3. 共稼ぎ支援

- ・0-2歳児への公的保育サービス（保育所定員たの対人口比）
- ・有給の出産休暇（従前賃金代替率、給付期間、カバレッジの組み合わせ）
- ・有給の父親休暇（幼児の父親の有給休暇の寛大さを順位付け）

4. 高齢者への公的ホームヘルプ（65歳以上の在宅生活を支援するサービスの受給者比率

7 パートタイムとフルタイムの分断の是正

子育て後の女性の主な働き方であるパートタイムが男性一般労働者と比べて著しく不利な状況にあることは既に述べた。結局のところ、女性の場合、結婚や出産などで一旦フルタイムの仕事を辞めると、家庭内の仕事の場合だけでなく、再びお金を稼ごうとする場合も、その仕事をきちんと評価されにくいのだといえる。

この問題は、これまで我が国の企業が男性正社員を長期間にわたって家族丸抱えで支えるため、生産性以外の論理を賃金決定に導入してきたことの裏返しでもある。とすれば、長期雇用や年功序列などの日本型雇用慣行に変化がみられ、男性正社員の賃金決定に能力主義の観点が強まりつつあることは、一方でパートタイム就業者の相対的な地位向上のモメンタムともなりうるわけである。この機を生かし、パートタイム市場とフルタイム市場の事実上の分断を解消していくべきである。

理念としては同一労働同一賃金が達成されればこうした問題は解決される。すなわち、フルタイムかパートタイムか在宅か企業出社かといった違いと関係なく、仕事の成果に対応して賃金が支払われる社会の実現が望まれる。

このためにも、まず、政策サイドで税制や社会保障制度などを働き方に中立的なものとしていくことが必要である。

その上で、たとえば短時間正社員制度など短い時間でも責任ある仕事のできる就業形態を増やしていくこと、パートタイムからフルタイムへの転換への道を拡大すること、職務がフルタイム就業者と同様のパートタイム就業者の均衡処遇を図ること等により、両極端の選択肢しか事実上ない現在の日本の労働市場をより選択肢に満ちたものとしていくことが必要である。

これは、既婚女性の問題であるばかりでなく、国際的に見ても生活に余裕のない全ての個人にとっての問題である。すなわち、今のように独立した家計を営むためにはフルタイム就業が必要で一方それでは育児や介護などできないという状況では、いよいよ小世帯化が進んでいく今後、自由な家族形成など望むべくもない。

家族を形成したいという人が、それを叶えられる社会にしようとするなら、家庭内での仕事と十分な収入を得られる仕事との両立が図りやすいフレキシブルな就業スタイルを可能とすることこそ重要である。

また、一つの企業内でしか通用しないノウハウの価値が色あせはじめ、自らの選択による職業スキルの蓄積こそが雇用の最高のセーフティネットとなる時代において、企業に勤務しながら、また時にそれを長期的に休んででも、自己の人的資本の蓄積を図ることが出来るという点でも、就業スタイルを多様化することの意義は大きい。

8 おわりに

高度成長期に我が国の社会が作り出した世帯形成のあり方は、働きは経済的に評価されるけれど、仕事を生活の全てに優先させなければならない男性と、経済的に市場から評価されにくい仕事のすべてを一元的にひきうける女性の組み合わせによるものであった。

このスタイルに固執することは、今後も一層小世帯化が進む見通しである中で、家族をなおさら不安定化させることになる。

したがって、多様な働き方、暮らし方の実現を目指した条件整備として、同一労働同一賃金の実現による中途参入しやすい労働市場整備と育児への社会全体のサポートが不可欠である。

少子化問題についての議論が活発化しているが、その前提としての我が国がどのような社会を目指すのか、その点についてのコンセンサスが得られないことが、いわゆる少子化対策の奏功を妨げているのは間違いない。しかし、我が国の多様化した価値観の中で一つの姿を目指すのは恐らく無理である。このためにこそ、多くの可能性を受け止められる育児支援の形としての育児保険の導入が望まれる。

中垣 陽子 (なかがき ようこ)

東京大学経済学部 1987 年卒。内閣府より出向。2002 年より現職。

内閣府国民生活局にて「平成 13 年度国民生活白書」などを担当。
共著に「政府経済見通し」。

連絡先： nakagaki@iips.org